

「JAリフォームローン」商品概要説明書

(令和2年4月1日現在)

| | |
|---------------|--|
| 商品名 | JAリフォームローン |
| ご利用 いただける方 | <ul style="list-style-type: none"> ●当JAの地区内に居住またはお勤めの方で、当JAの組合員の方。 ※現在組合員でない方でも、当JA所定の出資金をお預けいただけますと、組合員となることができます。 ●お借入時の年齢が満20歳以上66歳未満であり、最終償還時の年齢が満80歳未満の方。 ●前年度税込年収が150万円以上ある方（自営業者の方は収入から必要経費を差し引いた「前年度税引前所得」とします）。 ●勤続年数が1年以上または営業年数が3年以上の方。 ●団体信用生命共済に加入できる方。 ●当JAが指定する保証機関（愛媛県農業信用基金協会）の保証が受けられる方。 ●その他当JAが定める条件を満たしている方。 |
| 資金使途 | <ul style="list-style-type: none"> ●ご本人またはご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修およびその他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金 （住宅関連設備の例）耐震改修工事、造園、外壁・屋根の塗装、システムキッチン、給排水設備等 ●他金融機関または信販会社から借入中のリフォームローン借換資金 ※ただし、有担保ローンの借換は対象外とします。 |
| 借入金額 | <ul style="list-style-type: none"> ●10万円以上1,000万円以内（1万円単位）。 ・ただし、所要金額の範囲内とします。 |
| 借入期間 | <ul style="list-style-type: none"> ●1年以上15年以内（1ヶ月単位）。 |
| 借入利率 | <ul style="list-style-type: none"> ●次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定金利型】 当初のお借入利率を完済時まで適用いたします。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利（長期貸出最優遇金利（長期プライムレート）/当JAが定める住宅ローン金利（住宅ローンプライムレート））により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日（3月1日および9月1日）以降、次回基準日までに基準金利（長期貸出最優遇金利（長期プライムレート）/当JAが定める住宅ローン金利（住宅ローンプライムレート））が年0.5%以上乖離した場合は1ヶ月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（長期貸出最優遇金利（長期プライムレート）/当JAが定める住宅ローン金利（住宅ローンプライムレート））により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 ●利率は店頭に掲示します。詳しくは、当JAのローン相談窓口へお問い合わせください。 |
| 返済方法 | <ul style="list-style-type: none"> ●元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え6ヶ月ごとの特定月に増額して返済する）のいずれかをご選択いただけます。 ●変動金利型の場合（長期貸出最優遇金利連動型で元利均等返済に限る）、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、5年間にご返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は5年毎に行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます。 |
| 担保 | <ul style="list-style-type: none"> ●不要です。 |

| 保証人 | <ul style="list-style-type: none"> ●当JAが指定する保証機関（愛媛県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。 | | | | | | | | | | | |
|--------------------|---|--------|--------|--------|--------|-----|--------|--------|--------|--------|----------|--------|
| 保証料 | <ul style="list-style-type: none"> ●一括前払い・分割後払いのいずれかよりご選択いただけます。 ①一括前払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 【お借入額100万円あたりの一括支払保証料例（概算金額）】 <table border="1" data-bbox="459 443 1315 537"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>3年</td> <td>5年</td> <td>10年</td> <td>15年</td> </tr> <tr> <td>保証料（円）</td> <td>6,000</td> <td>10,000</td> <td>19,000</td> <td>26,000</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・保証料年0.4%、元利均等返済の場合 ②分割後払い 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料（保証料率：年0.4%）をお支払いいただきます。 | お借入期間 | 3年 | 5年 | 10年 | 15年 | 保証料（円） | 6,000 | 10,000 | 19,000 | 26,000 | |
| お借入期間 | 3年 | 5年 | 10年 | 15年 | | | | | | | | |
| 保証料（円） | 6,000 | 10,000 | 19,000 | 26,000 | | | | | | | | |
| 団体信用生命共済 | <ul style="list-style-type: none"> ●当JA所定の3種類の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただきます。なお、共済掛金は当JAが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下記記載の加算利率分高くなります。 <table border="1" data-bbox="464 770 1382 927"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 類</th> <th>加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">特約保障なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特約保障あり</td> <td>三大疾病保障</td> <td>年0.10%</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院保障</td> <td>年0.25%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※三大疾病保障と長期継続入院保障は、加入を希望される場合いずれか選択となります。</p> | 種 類 | | 加算利率 | 特約保障なし | | なし | 特約保障あり | 三大疾病保障 | 年0.10% | 長期継続入院保障 | 年0.25% |
| 種 類 | | 加算利率 | | | | | | | | | | |
| 特約保障なし | | なし | | | | | | | | | | |
| 特約保障あり | 三大疾病保障 | 年0.10% | | | | | | | | | | |
| | 長期継続入院保障 | 年0.25% | | | | | | | | | | |
| 9大疾病補償保険 | <ul style="list-style-type: none"> ●ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては、お借入利率に以下の利率が加算されます。 加算利率：年0.30% | | | | | | | | | | | |
| 手数料 | <ul style="list-style-type: none"> ●不要です。 | | | | | | | | | | | |
| 苦情処理措置および紛争解決措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融部（電話：089-946-1611）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ●紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。愛媛弁護士会（電話：089-941-6279） | | | | | | | | | | | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ●お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ●印紙税が別途必要となります。 ●現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAのローン相談窓口までお問い合わせください。 | | | | | | | | | | | |

